

砂利採取関連参照条文

目次

○ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）	1
○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	2
○ 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）	3
○ 国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則（平成十三年佐賀県規則第五十九号）（抄）	4
○ 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例（平成十三年佐賀県条例第三十五号）（抄）	4
○ 長崎県海域管理条例（平成十六年長崎県条例第五十号）（抄）	5

○ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）

第二章 砂利採取業者の登録

（登録）

第三条 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第三章 採取計画の認可等

（採取計画の認可）

第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。））、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にあるときは、当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）の認可を受けなければならない。

（採取計画に定めるべき事項）

第十七 条前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 砂利採取場の区域
- 二 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令、国土交通省令で定める事項

（認可の申請）

第十八条 第十六条の認可を受けようとする砂利採取業者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録の年月日及び登録番号

三採取計画

2 前項の申請書には、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令、国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。

(認可の基準)

第十九条 都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

(変更の認可等)

第二十条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

3 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、第十八条第一項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第一項の規定による変更の認可に準用する。

(遵守義務)

第二十一条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画(前条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。)に従つて砂利の採取を行なわなければならない。

○ 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号) (抄)

(国有財産の分類及び種類)

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)第二条第二号の職員をいう。)の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

- 三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 三 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。
- 四 第二項第四号の国の企業については、政令で定める。

(事務の分掌及び地方公共団体の行う事務)

- 第九条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。
- 二 財務大臣は、国有財産の総括に関する事務の一部を部局等の長に分掌させることができる。
 - 三 国有財産に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が行うことができる。
 - 四 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(処分等の制限)

- 第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。
- 二 五 (略)
 - 六 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。
 - 七 八 (略)

○ 国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号) (抄)

(事務の分掌及び地方公共団体の行う事務)

第六条 各省各庁の長は、法第九条第一項の規定により国有財産に関する事務の一部を部局等の長に分掌させようとするときは、あらかじめ、事由を付し、取り扱わせる事務の範囲及び取り扱わせる者を財務大臣に通知しなければならない。

二 法第九条第三項の規定により都道府県が行うこととする事務は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分。ただし、次項各号に掲げる事務を除く。

イ 五 (略)

カ 二、ホ及びトからワまでに掲げるもののほか、国土交通大臣の所管に属する国有財産(法令の規定により国土交通大臣が自ら取得、維持、保存、運用及び処分することとされているものを除く。)

二 (略)

○ 国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則（平成十三年佐賀県規則第五十九号）（抄）

（趣旨）

第一条 この規則は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。）第十八条第六項の規定に基づく一般海域の使用又は収益の許可（以下「許可」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。

- 一 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域
- 二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項の港湾区域
- 三 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域（いずれも土石（砂を含む。以下同じ。）を採取する場合に限る。）

（許可の申請）

第三条 一般海域において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 工作物を設けて占用する行為 一般海域占用許可申請書（様式第一号）
- 二 土石を採取する行為 一般海域における土石採取許可申請書（様式第二号）

○ 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例（平成十三年佐賀県条例第三十五号）（抄）

（趣旨）

第一条 この条例は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。）第十八条第六項の規定に基づく一般海域における使用又は収益の許可に係る土石採取料又は占用料（以下「土石採取料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。

- 一 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百二十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域
- 二 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項の港湾区域
- 三 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域(いずれも土石(砂を含む。以下同じ。)を採取する場合に限る。)

(土石採取料等の徴収)

第三条 法第十八条第六項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第一の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の土石採取料又は別表第二の規定により算定した額の占用料(一般海域における占用のうち消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額に一・〇五を乗じて得た額の占用料)を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

- 2 前項の場合において、占用の期間が二以上の年度にわたるときは、毎年度、当該年度分の占用料を徴収するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、土石採取料を分割して納付させることができる。

○ 長崎県海域管理条例(平成十六年長崎県条例第五十号) (抄)

(目的)

第一条 この条例は、海域の保全に支障を与えるおそれのある行為その他必要な事項を定めることにより、海域の適正な利用を図り、併せて水産資源の保護及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「海域」とは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十二号)第三条第二項第二号の公共用財産のうち、海面(海面下の土地を含む。)で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう。

- 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項の港湾区域及び同法第五十六条第一項の規定により公告された水域
- 二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百二十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域
- 三 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域

(海域における行為の許可)

第三条 海域において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 工作物その他の物件を設置して海域を占用すること。

二 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。

2 前項の許可を受けた者は、当該許可の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

4 第一項の許可の期間は、三年以内とする。

(許可の手続)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請区域及びその付近に権利を有する者がある場合は、その者の同意書

二 その他規則で定める書類

(占用料等の徴収等)

第十一条 許可を受けた者は、別表により算定した占用料又は採取料に百分の百五を乗じて得た額(消費税が消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六条第一項の規定により非課税とされるときは、同表により算定した額。以下「占用料等」という。)を、知事が指定する日までに納付しなければならない。

2 許可を受けた者は、占用料等を納付した後でなければその行為に着手することができない。

3 納付された占用料等は、還付しない。ただし、天災その他不可抗力により、許可を受けた者がその目的を達することができなかった場合は、この限りでない。